武蔵野市まちづくり委員会(高度地区許可に係る意見聴取)議事録

日 時 平成26年12月8日(月曜日)午後6時30分~午後8時10分

場 所 武蔵野市役所 4階 412会議室

出席委員 委員長、副委員長、A委員、B委員

市事務局 都市整備部長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課職員

傍聴者 5人

質疑応答者	質疑応答
事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまから武蔵野市まちづく
	り委員会を開会いたします。
	まず、配付資料の確認をさせていただきます。
	資料1としまして、事前相談届出書添付書類一式、資料2としまし
	て、日本赤十字社武蔵野赤十字病院新1番館係る許可の方針(案)を
	お配りしております。おそろいでしょうか。
	それでは、今回の案件は、武蔵野赤十字病院新1番館の建築計画で
	す。前回の亜細亜大学の際と同様となりますが、会議の趣旨の説明を
	させていただきます。
	今回の武蔵野赤十字病院の地域は、前回の亜細亜大学と同様、高さ
	の最高限度は23mで特別用途地区に指定されています。特別用途地区
	内の建物で良好な市街地環境に資するもの、または環境上支障がない
	もので、市長が許可するものは、高さの最高限度は適用しないとして
	います。
	今回建築される建物が良好な市街地環境に資するもの、または環境
	上支障がないものであるかを踏まえ、事務局で作成いたしました許可
	の方針案についてご意見を伺いたいというものです。
	それでは、これより進行を委員長にお願いしたいと思います。よろ
	しくお願いいたします。
委員長	それでは、本日の委員会は8時を終了目途にしたいと思いますの
	で、ご協力をよろしくお願いします。
	本日、傍聴の申し込みの方は5人いらっしゃいます。いかがでしょ
	うか。傍聴を認めてよろしいですか。
	(「はい」の声あり)
委員長	それでは、傍聴を許可します。それでは、傍聴者、入室をお願いし

ます。

(傍聴者入室)

委員長

それでは、次第の2、議事の(1)日本赤十字社武蔵野赤十字病院 新1番館に係る許可方針(案)について、事務局から説明をお願いし ます。

事務局

それでは、日本赤十字社武蔵野赤十字病院新1番館の武蔵野都市計 画高度地区における許可方針(案)について説明いたします。

資料1のほうで説明いたしますが、説明の都合上、資料を見るところが前後します。インデックスで番号が振ってありますので、そちらでご確認ください。

まず、計画建物概要についてですが、今回、この計画の進め方について日本赤十字社は、この許可の方針を受けてから詳細な検討に入るということです。ですので、詳細な検討が進んでいない部分もありますが、これについては今後詰めていくものとなりますので、その点についてはご了承ください。

それでは、まず資料4番、配置図案をご覧ください。

敷地中央、新1番館という建物が今回計画されている建物になりますが、この計画に伴って敷地の北側と南側で大きな動きがあります。

次に、資料の2番の現況配置図と見比べていただきたいんですけれども、まず、南側の現在、看護大学があるところについては、今年度いっぱいでこちらでの大学としての活動が終わりまして、現況で敷地の北側にありますこどもの家という施設ですね、こちらがこの場所に移転してきます。また、敷地北東の角にあります、みずき寮という建物、こちらもあわせて解体されます。

また、資料4番に戻りまして、こちらの配置図案では、敷地北側の 建物跡地が駐車場として表記してありますけれども、こちらは新1番 館建設中の仮設の駐車場になりまして、最終的には緑地、あるいは公 園として整備されるエリアとなります。

配置図案では、敷地中央南寄りに表記してあります駐車場、こちらが新1番館完成後に、現在の1番館を解体してできるスペースとなりまして、こちらが最終的には駐車場として計画されている部分となります。

それで、新1番館の計画に戻りますけれども、資料の1番が理由書 になります。インデックスの数字で1番になります。

今回の建てかえのそもそものきっかけですけれども、現在の1番館の建物が旧耐震基準であることによるものですが、高層化が必要な理

由としてのポイントは大きく3点こちらに記載してあります。

まず、1つは、病棟機能と外来機能の分離で、現在2棟に分かれて 配置されている病棟機能を1棟に集約し、関連する機能も新しい建物 に統合します。外来機能と明確に分離することで快適な療養環境を創 出するものです。

2つ目は、セキュリティやプライバシーに関するもので、病棟の個 室率の増加や看護拠点から病室までの動線を短くすることで、これら を確保した計画とするものになります。

3つ目は、大規模災害時の対応ということで、都の災害拠点病院、 市の医療救護本部に指定されていることから、大地震でも機能を保持 できるよう免震構造を採用するため、地下を利用しないという計画に なっています。

資料全体の後ろから2枚目をごらんください。

資料後ろから2枚目、右側の図に今回の建替えに伴う機能の移転の概念が示されています。現在、1番館と2番館に分散されて配置されている機能を新しい建物に集約、拡充するものとなっています。また、1階から4階までは、手術や検査など、何かしら処置をするようなところ、それに関連する部門が入っておりまして、5階から上は入院される方の病室と、それに伴う看護拠点となります。

ここでは説明を省かせていただきますけれども、資料の5番がこの 構想に基づく計画案になります。

次に、資料6番をごらんください。立面図になります。

今回の計画では、12階建ての上にヘリポートが計画されているもので、塔屋まで含めた最高高さは53.8mとなっています。

資料7の2枚目に断面図がありますけれども、こちらに各階の高さ、階高が記載されています。建物機能上、住宅などと比べると階高は高くなっています。それと、皆様の中央に模型を置いておりますけれども、こちらが周囲を含めた高さ関係で、このような感じとなっております。一番高い建物が今回計画されているものになります。

次に、資料8番をごらんください。

こちらが3枚ありまして、日影図になります。まず1枚目が、新1 番館のみでの日影図になります。2枚目が、敷地内の他の建物も含め た複合日影図、それから3枚目は時間日影になります。

1枚目を見ていただきまして、日影に関する許可条件は、建築基準 法で敷地境界5mないし10mと規定しているものをそれぞれ5mずつ 厳しくしまして、こちらの青い点斜線の中に緑の3時間線がおさまっ ていること、また、青い波線の中に赤い2時間日影の線がおさまっていることが条件となります。今回の図では今のところということになりますけれども、詳細については、今後計画を進めていく中で決まっていくこととなります。

次に、資料の9番をご覧ください。緑地及び公園等の計画図になります。

図中の濃い緑のところが緑地、黄色のところが一部公共用地という 表現も入っていますけれども、まちづくり条例でいうところの公園等 の部分になります。ただし、こちらも現段階でのものになりますの で、公園の位置ですとか消防署となる敷地、南西角の取り扱い等も含 めまして今後、協議の中で決めていくという形になります。

それから、次の資料10番の景観検討図ということでイメージになりますけれども、このようなものに今のところ計画されているというものになります。

資料11番、こちらが風環境予測になります。

まず、最初のページの左側が解析の諸条件になりまして、この中でまず一番下の入力データについてなんですけれども、今回この予測では、千代田区の観測点のデータが使われています。これについては、事前にどこのデータを使用するというような指示をしなかったためにこうなりましたけれども、今後、詳細に設定を進め、本申請を行うときには、市内のデータを用いるように指示を出しております。

ページ右側が解析結果になりますけれども、上が北北西、下が南西の風による解析結果になります。こちらの結果についても、風向きから見て建物の反対側ですね、こちらに建物を巻き込むような形で風速が高くなっている傾向が見られます。北北西の上の結果では、建替え前後で風が強くなる範囲が大きくなっているということが見てとれます。また、南西の風については、範囲はそれほど大きくないんですけれども、影響の部分が顕著にあらわれて、特に西側の道路への影響が懸念されるような結果となっています。

風対策としては、常緑樹を植栽したりということになりますけれど も、これについても緑地の配置とあわせて協議を進めていきたいと考 えております。

資料12番が、今回の届け出提出に先立ちましてこちらのほうで行っていただいた説明会の報告書になります。説明会は、ことしの6月1日日曜日、それと2日の月曜日、2回行われまして、会に出席された方が計45名、資料のみ受け取った方が後日送付を含めて13名となりま

す。

なお、これに先立ちまして説明会の開催通知を送付してもらっていますけれども、規定に基づきまして計画高さの2倍の敷地境界からの制限距離の範囲ですね、世帯数で1,552世帯に配布してもらっています。

説明会での質疑応答については、資料12番、最初のページの真ん中より下から記載がありますけれども、高さに起因する、影響に対するものですとか、工事にかかわるもの、それから、ヘリポートに関する部分の質問がありました。

以上により、今回事務局で許可の方針案を作成しました。資料2の 方をごらんください。2枚組のホチキスどめの資料になります。

まず、全体計画の1つ目、市長が別に定める許可条件を遵守することについては、今回の敷地にかけられている特別用途地区特定土地利用地区に対する直接の高さ許可の条件がありませんので、商業地域以外の許可に対する条件をここで課しているものとなります。

次に、建築物の高さは、事前相談届に示した高さを超えないことということで、事前相談届出書に記載の高さまで、最高高さ53.8mまでの許可になるものとなります。

次に、地域貢献については、1つ目に、現有敷地内において、地域 環境の向上に資するオープンスペース化を図ることということで、病 院としてはセキュリティを保持しながらも地域環境に資する開かれた 空間創出を求めるものになります。

また、沿道整備において、地域の利便性、安全性、また景観に配慮 したものとすることということで、今回の新1番館の建てかえを含む こちらの計画の中で周辺の道路の整備、再整備をなされることとなり ますので、この項目を入れております。

また、沿道は比較的幅の狭い道路が多く、また、ムーバスの経路となっているところもあるため、安全性という文言を入れております。

次に、緑化保全につきましては、既存樹木を極力残した計画とし、 地域の緑化保全に努めることということで、広大な敷地の中で多種多 様な樹木がありますので、これらを適切に保全していくことを求める ものになります。

次に、景観形成ですけれども、周辺環境に配慮した病院としてふさわしい外観計画とし、圧迫感の軽減などに努めることということで、今回の計画ですね、都の景観条例等に係る建物となりますが、それを踏まえて、さらに地域環境に配慮した外観計画を求めることになりま

す。

次に、環境配慮についてですけれども、詳細な風環境予測を行い、 敷地内外の風環境対策を講じることということで、こちらは先ほど説 明しましたとおり、詳細な設計がまた固まった後に、再度調査を行っ ていただいて、その対策を求めるものになります。

最後に、周辺住民に対して丁寧な説明を行うことについては、この 高度地区の許可の手続の中で、方針を通知した後に行う説明会につい ては、免除せずに行っていただくというものになります。

以上が、武蔵野赤十字病院新1番館に係る許可の方針となりますけ れども、この内容が的確であるかどうか、また、追加すべき項目があ るかどうかなどをご意見伺いたいと思います。よろしくお願いいたし ます。

委員長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたけ れども、委員の皆様、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思いま す。いかがでしょうか。

どうぞ。

副委員長

病院ですから公共性があるということは重々承知して、しかも既存 の病院が最近は郊外地に引っ越すという事例がある中で、市街地の中 で建てられるというのは好意的に思っています。公共性という観点か ら一般に当然病院は公共性があると、こう言われていますから問題な いと思います。地域における公共性というのはどう考えられたらいい か、公共性というのは余りにも一般的な概念であって、もともとは地 域に建つので、当該地域においてどういう公共性がある建替えなのか ということについて、市としてどう認識されているのかというところ について質問します。

委員長 事務局 事務局のほう、お願いします。

公共性というところで、今回日赤さんについては、近隣の方がすぐ 日赤さんに行けるというような病院ではなくて、一度紹介状をいただ いて行くという病院になると思うんですけれども、家の近くにそうい うような高度医療が受けられる病院があるということは、地域の方に とっても非常に有益といいますか、公共性のあることだと考えており ます。

副委員長 事務局

入れないのに。

その観点と、もう一つは、高さの許可を今回出している理由の4番 目にあるとおり、災害時の防災指定病院というような形で位置づけが あります。そうすると、やはり災害発生時の際に市内にそのような拠

点的な病院機能があるということは周辺の住民、市内の市民にとって もとても有益な公共性のある部分というふうに考えているところで す。

副委員長

それは何か、市と協定か何かを結びということなんですか。帰宅困 難者や地域住民を受け入れるというような。

事務局

そうですね。市の地域防災計画の中で、災害時の拠点病院というふ うな位置づけの中で日赤さんのほうを指定させていただいておりま す。

副委員長

可能であればそういうことについてちょっと煮詰めて、具体的に何か、やっぱり町や住民の方がある程度安心だということを思っていただけるような素地がどういうことなのかということを協定等々で結べば安心なのかなと、地域の公共性が担保されるというようなことなのかなと思います。

委員長

それでは、B委員、お願いします。

B委員

今の副委員長の意見と関連するんですけれども、この病院で利用率、武蔵野市の患者が利用している率と、武蔵野市以外の人が利用している率というのは病院のほうでは出せるものなんですかね。現実に、どの程度利用しているのかが数字があるとすごくわかりやすいなと思ったので。

事務局

多分、それは先ほど担当が説明したとおり、武蔵野市に立地しておりますけれども、急に私が風邪を引いたら日赤さんにということは無理なので、結果的に地域の普通の診療所で一時的な診療を受けて、そこで負えないものを日赤さんに行くという話なので、ちょっとこれ、すみません、今数値的には我々確認していませんので、可能であればまたちょっと日赤さんのほうに。結果的に地域の診療所から回されて、市民の方がどのぐらいいるかというところは。

B委員

それがわかると、やっぱり直接には行けないけれども紹介して行っていたり、救急患者のうち、例えば何人ぐらいは武蔵野市の人から受け入れているんですというのがわかったほうが住民の方としてはわかりやすいのかなと、もしその数字が出ないのであればしょうがないと思うんですけれども、ちょっと思ったものですから。

事務局

ちょっと今、確認できていませんので、それはちょっと日赤さんの ほうに確認して、もしお知らせできるようなことであれば、またそう いうふうな形で使っていきたいと思います。

委員長

ほかにご意見ございますか。

A委員、お願いします。

A委員

質問なんですけれども、断面図の7番ですか、断面の図面7番で出ているんですけれども、AA断面ですか、これは何でここで切っているのかなというのは。というのは、要は何かというと、23ページのほうの図面で見ますと、上側のAA断面は3つに分かれているように見えるんですね、大きい建物が。でも、これ実際は中庭の部分への構造であって、周辺から見るとこういう見え方はしないんじゃないかと思うんです。南から見ても、北から見ても、実際は横にぱっと、これ3棟に分かれているように見えますけれども、この間の隙間はなくて一面に帯状に見える、悪い言い方をすれば輪っかになる見え方をしている、でも、実際この断面は分節しているような、軽減したような見え方をしている、これはなんか、ここで切っている意図というのは何かというのがわかるようであれば教えていただきたい。

委員長

事務局のほうでわかりますか。これ単純に真ん中で切ってるように 見えますけどね。どうですかね。なかなか事務局ではわからないか な。

A委員

方針案の方がこれでいいかどうかとチェックするときに、もしかしたら後ほど委員長のほうからお話しあるのかもしれないんですけれども、建築に関する項目というのが入っていないのがちょっと気になるんですよね。

というのは、模型を見ても、横長にこれだけ大きなものがどんとあるのと、昔の建物は分かれて分節してちょっと雁行させているという、そういう配慮というのはこれから新しく建てる新1番館に対してはしなくていいのかどうか。これは私、建築の立場からじゃなくて、私の専門である造園、ランドスケープの部分からいうと、それによって周りの樹木のつくり方というのは変わってくると思うんですね。まだ詰めたところまでは行っていないということなので、周りが緑で塗られているだけなんですけれども、ここにどれだけのボリュームの項目を入れていくのか、残していくのか、こういうことにも恐らくかかわってくると思うんですね。その辺をちょっと考えたほうがいいのかなという気がしました。

委員長

ありがとうございます。私も気になったところがあるんですが、単に、高さの問題ですとか、それだけで議論するわけではなくて、こういう特別用途地区内の区域の建物における良好な市街地環境に資するものは何かという、総合的に判断するにはいろんな側面から考えないといけないということですね。特に、A委員おっしゃったように、既存の1号館なんかは実はよく設計されていて、立面的にも雁行あるい

は印影がはっきりしている、街並みから見ても違和感がないですが、 今回非常に板状で単純で高さがあり、しかも横幅が大きいという、し かも単純の板状なんですね。これが私たちが見ている風景にはなかな かない、たまに見るとするとダムですとか、ヒューマンスケールを超 えた土木建築物みたいなものでしか会えないということからします と、生活風景の中では違和感を感じるというようなものになっている と、そういうことをA委員のほうからご指摘があったと思うんです。

ただ、これはトータルなので、必ずしもそれだけではなくて、ランドスケープですとか、全体の中でどういうふうに解決していくかということもありますから、一概に高さがこれだとだめだよとか、横幅が93mもあるとだめだよということではなくて、全体の中で考えていく必要があるのかなと。

例えばこの市役所ですが、市役所は100mぐらいありますけれども、 横幅が、100mがいけないのかというわけではなくて、この市役所は実 は雁行していて一つ一つがずれているんですね。ですから、建物とし ては実は3、40mぐらいの建物に見える、だから100mの横幅と建物な んだけれども、周辺から見ると余り違和感がないと、そういう工夫の 中でボリュームというものの圧迫感というのが軽減できるんだろう と。

今回はまだモデルスタディだと思いますけれども、このままだとちょっと違和感があり過ぎて、このままでいいかというと、良好な環境、市街地環境に資するというにはちょっとなかなか言いにくいのかなと。この辺について、ちょっと高さと横のボリュームに関して、ちょっと事務局のほうで何かお聞きしている部分というのは何かありますか。まだスタディレベルだからそこまで詰めていないかな。

今、まだ設計段階ですので、条件によっては今後、検討する余地は あると聞いております。

これはまだ基本設計ですか。

今、当初、担当のほうから説明させていただいたように、あくまでも基本計画、ボリューム検討というふうなイメージの中での今回の事前の届け出になっておりまして、許可の方針を踏まえて基本設計に入っていくという形です。

ただし、現在聞いているところで、建物のボリューム感というか、 横幅の関係、その辺については、今聞いているお話の中では、今回、 今の1番館での病床単位、今、日赤さんから聞いている話ですと、2 看護35床というふうな病院のナースステーションと病室の関係、その

事務局

委員長 事務局

辺の部分が非常に煩雑になっている部分も、集約化して機能向上したいというふうな形の今回建てかえに当たってはプランをお持ちですので、そこの部分をクリアできるようなそういう内容の分節化みたいなものは検討すれば少しは可能性としてはあると思います。

ただし、今、資料の中でもご説明しているとおり、日影なんかが比較的、今のボリュームプランの中では結構ぎりぎりの部分もありますので、その辺のところで少し建物を折ったりですとか、そういうことによって日影にどのぐらい影響が出るかですとか、そういうふうな部分も含めた上での検討になりますので、今委員からいただいている意見とするとそのような考え方というのはあるのかなと思いますけれども、その他のほかの日影ですとか日赤さんがやられようとしている病単位あたりの考え方、そこら辺も含めての今後の検討になるかとは思います。

委員長

ありがとうございました。

A委員、どうぞ。

A委員

確かに、今病室のほうが2つのほうに建てる建物に分かれているとか、そういうのを考えると、一つのところに集めてゆったりということは機能を円滑にしていくという上ですごく大事だと思いますし、それから、そもそも病院という議論からすれば、この地域にとっては直接ではないかもしれないですけれども大切なものだと思いますので、私もこういう計画自体に対して反対しているつもりは全然ないんですけれども、ただ、やっぱり周りの建物の雰囲気からするとかなり大きなボリュームになってくると。特に周辺からの写真のチェックもされているようなんですけれども、ここには入っていないビューポイントとして、ちょうど通りの図面の切れているところが南北軸に今都市計画道路なんか整備して道幅を拡幅していますよね。あの通りから見るとかなり見えてくるということは、あの周辺の住民からすれば今までなかったボリュームが見えてくることになると思うんですね。

そういったときにこのボリュームでいいのかどうか、特に壁面がずっとそこの長さで続いているボリュームが見えてくる、これがちょっとずれているだけでもちょっと奥行き感とか違ってくるんではないかなと。

そういった周辺からの見え方に対する配慮というのも必要なのではないかと。恐らく近過ぎる方にとってみれば、樹木が入ってくれば高さはほとんど気にならないと思うんですね。ただ、落ちる影に対してはちょっと出てくるかもしれませんけれども、そういう幾つかの要因

-10-

があるので、このボリュームというか、この構造体の形態に対しては もう少し検討されたほうがいいのかなという気がしました。

委員長

ありがとうございます。

通常だと、近景ですとか、近くの家から通り抜けるというのは結構出るんですが、これぐらいのボリュームだと中景、遠景が相当気になるボリュームではなかろうかと。ですから、もちろん近景としての緑の配置ですとか、高木、あるいは常緑、樹木ですとか成木、20m近い木ですとか、そういうものをどう配置するかというものと同時に、中景、遠景からの計画に入るというところも求められてくると、公共性があるがゆえにそういう部分を少し工夫するというハードルを高くしないと今回の高さ、特に2倍以上の、現在23m規制を2倍の46m、さらに超えて50mを超えますから、そういう特別ルールをするには特別な範囲で、より以上な特別な配慮が必要なのではないかということだと思います。

どうぞ、A委員。

A委員

特にビューポイントという点から言うと、中央線からの車窓景観として見たときに、今まで割と低くて緑がいっぱいあった街の中に、これだけの大きなのがぼっと出てくるのに対して、武蔵野市という緑豊かな街というイメージの低下につながらないようにしていく必要があるのではないかなと。

例えば、世田谷にあります小児医療センターなんかもかなり大きい構造物であって、東名高速で西から来て、料金所過ぎて下っていって、そうするとその真正面に平たい街のところにかなり大きいボリュームで見えてくるんですね。あれ何だというのがまず印象に受ける。そのときに、それがあそこのあの建物を建てるときに、できれだけその印象がいいような見え方、配慮をしているなというような見え方にしていくということがやはり企業イメージとしても、企業というか、施設のイメージとしても大事ですし、そういう気がちょっとしました。

委員長

ありがとうございます。他に。

副委員長、どうぞ。

副委員長

今の話に関係するんですけれども、市の案の文章で、病院として相応しい外観計画って、結構、意味明瞭に見えるようなんですが、意味がやっぱりもう一つ、お互いにしっくりこない。お互いにというのは、病院側にとって病院に相応しいという解釈と、今議論している我々にとって病院に相応しいという解釈はやや違うのかなと思ってい

委員長

て、そういう意味で解釈が多様に生まれてくるって、これを見たときに設計者は非常に考え込んでしまうんじゃないかと思うんですが、市としてどんなようにこれ意味を考えたのか。機能的に言えば確かに内部の動線含めて、ナースステーションのところからどうしてもぱっと見えているので、機能的に見ればそれが外観にあらわれているんだからいいよと、こういうことなのかどうか。どうですかね。

それに関連して、これは、何となく今の副委員長のご意見というのはわかりにくいと思います。一般的には、我々専門家としてはよく理解できることなんですが、要は、つまり日影の関係ですとか、それから動線のシンプルさ、あるいは経済コストという意味からはシンプルなほうがいいんですが、いざ人間が生活する、あるいは病気になられた方が心地よく、あるいはそこを退院するまでにそこで訓練をするとかですとか、そのときにどういう風景が人間らしいかということも考えないといけないんです。合理的というのは、一方、ブロイラーハウスに見えるんですね。ブロイラーハウス、つまり高島平のかつてのマンションは例えば自殺者が多かったとか、つまり単純な動線、単純な形態の都市というのは危険性をはらむんです。

ということが、我々専門家はわかっているがゆえに、合理的、経済的な同意的とか、動線だけの合理的だけでは少し考えていくと危険であると。それを人間として見てちょっと違うんじゃないのというふうに感じるわけですね。

ですから、例えば100m近い単純な部分を、大体ショッピングセンターを歩いていたって疲れるわけですよ。そうすると、途中雁行していたほうが実はほっとしたり、少し見えにくくしたほうがほっとしたりするわけですね。ですから、必ずしも動線がシンプルなほうがいいということには限らなくて、ですから、そういう部分もトータルに考えていくというような計画が必要なんじゃないか。

同時に、それは実は自然的にも理にかなっていて、風の関係であんまり単調だと、特に横幅が長いと風が強くなったりするんですね。それが雁行によって風が乱れてやわらかなくなるとか、そういうことも実は自然と非常にすごく関係しているというようなことからすると、まだボリュームスタディだというふうに理解しているんですが、このままこういう形でいいのかなという部分について、少し事務局としての感じといいますか、ご意見をちょっと伺いたいと思います。

事務局

委員長、副委員長から今、おっしゃられたとおり、当然のことなが ら、まず副委員長によりまして病院として相応しい、この部分という のは、当然先ほどちょっとご説明したとおり、病院としての機能上、 内側の部分と外側から見れる部分として市としての考え方ですけれど も、当然のことながら、まず相応しい外観計画というのは、当然形状 を結構雁行させるというお話も意見として今出ておりますけれども、 色目ですとか、そういうふうなものでもある程度圧迫感、例えば言い 方変ですけれども、病院とは思えないような外観では多分ないとは思 いますけれども、そういうふうな部分というのも必要かなというふう には考えております。

ですので、委員長からも言われましたように、シンプルさと外観上の配慮、その辺の部分については、市とすれば極力病院としての機能を維持しつつも、ご意見いただいているとおり、周辺への影響、圧迫感、また、A委員も言われた遠景からの見え方、それがよりいいような形のとれる、植栽でどの程度カバーできるのかですとか、よりいいような印象に持っていけるような形に日赤さんのほうとは話をしながら進めていければというふうに考えております。

委員長 副委員長 どうぞ、副委員長。

これは注文なんですが、今言われたようなことがわかる、やっぱり 文章で許可方針というのは何をするのか書かないと、お互いにいろん な意味で誤解が生まれる。後で口頭で指導したんじゃないかというこ とは、最近は許されないので、基本的には口頭で細かく言うことの根 拠になるような文章にしておく必要がある。例えば、キーワードとす れば分節化とか、今いろんな話が出ているので、そういう建築上の言 葉をできるだけ駆使して書いていただければ、その辺は委員長の言語 を借りてというように思っています。

同様に、これはA委員の専門かもしれませんが、駐車場と公園の取り合いが極めて機械的で、これはまさにまだ幾らでも変えられるよということだろうと思うんですが、それにしても余りにも機械的で、先ほどの委員長が豊かに語っていただいたこともやっぱり公園と駐車場の配置、あるいは温暖化抑制のための駐車場のつくり方などについてもぜひ許可方針などを入れていただければありがたいと、こう思います。

委員長

ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

B委員

すみません、地域貢献の中に地域環境向上に資するオープンスペース化を図ることと書いてあるんですけれども、このオープンスペース化というのは、具体的に言うとどういうのを市はイメージしてこの言

葉を使われているのか教えてください。オープンスペース化という言 葉は、要は病院とは関係なく地域の人が立ち入ることができるよう な、例えば公園とかを設けるという意味で使われているんですか。

では、事務局。

日赤さんとこれまでいろいろと協議をしている中で、やはり病院の 敷地内には一定のセキュリティが必要だということで、一般の方が自 由に出入りできるオープンスペースということではなく、病院の患者 さんが散歩できるようなオープンスペース、それはまた外から見て、 見えないのではなくて、外から見てもそこが広い空間であるというこ とがわかるようなオープンスペースを予定しております。

じゃあ、地域環境の向上に資するというのは、地域の住民の方が利 用できるという意味ではなくて、外から見たときに何となくここは開 けているなという感じになるような設計にしてほしいという意味でこ の許可条件の中に書かれているということですか。

すみません、今言ったのを補足しますと、今、市で考えているの は、ちょっと下の沿道整理と少しかぶる部分も出てくるんですけれど も、例えば今、現在の配置図の中で北側の市のほうで言うと308号線の 道路を整備したところがあります。建物の北の、今オープンスペース 化で、当然日赤さんは病院としてのセキュリティの問題もあるんです けれども、今うちで考えているオープンスペース化というのは、広め の歩道状空地、そのようなイメージが調整の中で創出できないかなと いうふうなかたち、通常1mとか下がってもらうところを、少し部分 的に可能であれば広めに空地をとってもらえるような、そのようなか たちを少しイメージしております。

私もちょっとそれは感じていたんですけれども、むしろ副委員長ご 指摘の部分、例えば駐車場も含めた単にアスファルトで駐車場、ショ ッピングセンターなんかに駐車場とかいうのは全然魅力的ではないわ けですよね。そういう意味では、上の段はむしろ駐車場を含めたオー プンスペースという部分を、例えば修飾語として魅力的なオープンス ペースとして実現することですとか、そういう単にオープンスペー ス、空地であればいいんだということではないような、そういう部分 として表現してもいいのかなと。むしろ下のほうは、沿道整備におい ての地域の利便性、安全性、また景観に配慮したものとするというと ころが先ほどのセットバックですとか、歩道状空地とか、そういうふ うにつなげていくことで地域に貢献していくということであると。

特にこれ今回、質問ですけれども、交通量ですとか病床がふえるこ

B委員

委員長

事務局

事務局

委員長

とによって交通量が増えますよね。ということは、これまで以上に車ですとか歩行者の交通量が増えるわけで、一部歩道的に提供している側もありますが、やっぱり南側、あるいは東側は歩道としては狭いわけですから、そういう部分、あるいは今回北側も含めて、新たに歩道状空地というような地域の貢献の仕方、それをあと、緑地のカウントの仕方も行政のほうで多少緩和という部分も含めて検討する必要があると思うんですが、この辺についてちょっと、歩道状空地はどの辺まで正直考えているかについて、何か事務局のほうでは聞いていらっしゃるんでしょうか。

事務局

すみません、まだ具体的に歩道状空地をどこまでというような詳細 はまだ煮詰まっていません。

委員長

ありがとうございます。地域からすると、そこが非常にわかりやすい貢献の仕方だと思いますので、ぜひ歩道状空地、セットバック及び緑、先ほどの景観とのセットですけれども、緑、街路樹とか、それを歩道状空地でとるということを含めてやっていただければなというふうに思います。

先ほどのオープンスペースですね、計画で言うと、駐車場にも何か高木を入れるような、木を入れるようになっていますけれども、実際設計をやっていくとだんだん車に樹液がつくから木を植えないでよというのが現実的に、最初から木が生えているんですけれども、最後は絶対全部切り取られちゃうんですよね。というのがままあるということからすると、ちょっと本当に木なんて植えてくれるのかなみたいな、部分的に芝とか境界線、あるいは車が、タイヤが通らないところに芝ですとか緑とか入れると非常にきれいなんですけれども、最終的にはだんだん外構の整備費をお金の面でだんだん削られてしまうみたいなところがありますので、こういうところを、魅力的なオープンスペースという部分のつくり方もぜひ、今回特別ルールなので、特別ルールとして良好な市街地環境形成のためにはいろんな工夫をしていただきたいなというふうに思います。

他にございますか。

副委員長

根本的な話というか、建築構造上の、免震構造というと地下はつくれないんですか。

委員長

これはあれですよね、地下に両方に使えないというか、地下に病院機能、管理機能はあるけれども医療機能が使えないと書いていますよね。これについてちょっと教えてください。法律ですか、制度の。

事務局

地下に、今、この計画ですと免震構造を採用したいために地下につ

いては利用をしないというふうになっておりまして、理由書のほうの終わりのほうにもあるんですけれども、やはりコスト的にもかなり高額になるということで、今回の計画については地下については検討していないということです。

副委員長

回答になっていないよ。可能だけれどもコストは高いからやらない ということなのか、事実上、不可能であると、こういうことなんです か。

事務局 事務局

事実上、不可能ではないです。

今回、災害拠点などに指定されているということで、医療機能を保全しなきゃいけないということで、免震層より上の部分は地震直接の影響が低減されますので、そういったところで医療機能は免震層より上、免震構造のところに置きたいということで、医療機能としての地階利用が制限されるという表現になっています。

地下が使えないことはないんですけれども、やっぱりコスト的に厳 しいというのと、そういったところで地下でも普通の耐震構造ですと 中の機能のダメージを受けますので、そういったところでということ で今回は、今のところは地下利用は変わりないところであります。

A委員

副委員長と関連して、これ、よく最近の建物だと免震でやってほしいということで、この議論よくあるんです。地下につくりますから、あとほんのちょっと、1m、これもちろん工事費の関係もあるんですけれども1mちょっと高くする、あるいは免震装置だけでも駐車場は利用できるんですね。駐車場的に利用することは可能なんです。

ですから、医療機能は無理だとしても、駐車場機能は持っていくということは普通にやるんです。ただ、若干高くつきますから、その分コストが高くなりますけれども、もちろん防水層とか、そこら辺も持っていかないといけないですから普通に使っていたんですが、周りの平面駐車場の魅力的なオープンスペース化、あるいは駐車場の確保というような、あるいは歩道状空地の確保というところから、場合によると、こちらが強制するわけじゃないですよ。駐車場というのも、場合によると検討の中には入ってくる可能性もあるのかなと思うんですが。

事務局

建物の話なので、構造的な話なのでちょっとご説明しますが、基本的に免震ということは、ここは建物が地震を吸収する形になるわけですね。そうしますと、地球と縁を切らなきゃいけないという話になってきます。地上部であれば、地球と柱がつながっていて、そこで免震構造をかませて上の部分のエネルギーを吸収するという形になるわけ

ですね。

地下になりますと、どこで縁を切るかという話になってくるわけです。そうしますと、まず基本的に空堀に近いような形で地下構造をつくって、その上に建物を乗っけると。そこの空堀に近いピットのところで免震構造体をかませて、それで建物を構築するという形になりますので、そうすると何が問題かというと、地下の部分でつながる設備関係が、インフラの関係が全て地球とつながってきますので、そういうところは全て一回、蛇腹というんですか、フリーになるような形のものをかませていくということで、そういった部分で、部位というのは設備関係の配管系統ですとか、そういった高度医療をやりますので、そういったリスクをかなり背負うようなところがあって経費がかさむということは考えられると思います。

ですので、委員長がおっしゃられたように、それとは違った用途の 例えば駐車場ですとか、そういったものであれば、ピットそのものが 駐車場の機能を有していて、仮に地球と縁が切れていなくても大丈夫 という状況をつくって、建物そのものはピットの上に乗っかっている という状況をつくれば、それはそれで可能なのかなという感じはしま す。簡単なちょっと構造的な話で説明させていただきますと。

委員長

ありがとうございます。これは別に強制ではなくて、そういう選択 肢ももしかするとあると、それによって周りのオープンスペースです か、歩道状空地というのがさらに充実できる可能性があるということ ですね。

副委員長

なぜかというと、これまで民間の事例、マンションについてはいつも最後はコスト、コストといって消費者に跳ね返ると、あるいは市場性からいってなかなか厳しいとか、そこの議論になってしまうと全くあと議論の余地がなくなっちゃう。じゃあ、コストはどのくらいなのかといったら、計算が我々のところに出てこないので高いのか、安いのか、足りないのか、足りるのかわからない。可能であれば最大限努力してくださいというようなことしか文章としては書きづらいなという気がしていますが、ただ議論だけはしましょうねという意味で少しお出しさせていただきました。

委員長

ちょっと私のほうから、A委員にご意見いただきたいんですけれども、緑化保全とここに書いてあるんですね。既存樹木を極力残した計画とし、地域が緑化保全に努めることということです。残すだけであって、これだとつくり出すというような視点の言葉がちょっとないですね。多分、そういう意味ではちょっと足りないところはきっちり植

A委員

えていかないと、やっぱりこのボリュームがどっと見えてしまうというようなところがあるので、そういう意味は単に保全だけではなくて何か植樹するですとか、そういうポジティブな姿勢でのお願いというのも必要なのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

この書き方もちょっと微妙で、たぶん今先生がおっしゃったような

つくり出すほうの緑化という言葉の中に我々はとらえてしまっているんですね。ですから、先生のような言い方であれば、ここの文章が保全だけの話だというふうにするのであれば、これは緑地保全なんですね。緑地保全、これがちゃんとした意味で書くのであれば「緑化・保全」となります。だから、緑化という言葉の中につくり出すものが入っていますので、緑化ですから、緑にする、化かすものですので、ですのでその辺はいいだろうというような、だから、我々の立場から言えば、この緑化という言葉の中につくり出すほうが入っているんだからちゃんとつくってくださいねということでオーケーにしてもらっています。私の理解として。

委員長 事務局 事務局、いかがでしょうか。そういう解釈でよろしいですか。

基本的にはそのように、もちろん全て既存のものだけで十分という ふうな形ではなくて、可能な限り緑を創出していただきたい。また、 先ほどから詳細のあれはしていないですけれども、風環境なんかの一 つの軽減策として新たに少し緑を植える、木とか、多少中木、高木 等、場所によっては必要な部分というのも、もしかしたら出てくるの かなという部分も多少視野には入れている部分があります。

A委員

ただ、北側の北東の角あたりですね、北側を中心としたところ、大規模な、いわゆる緑の部分を、緑地面積という言い方をしているんですけれども、現況を見ていくと、ここにはほとんど既存の樹木、ボリュームのある既存の樹木というのは多分ないと思います。だから、ここにいわゆる緑地をつくるのであれば当然植えていかなきゃいけないことになると思うので、ですから、許可方針の中に書いてあるとおり、緑化保全の緑化というのは当然植えていくというのは入っているというふうに読まないとおかしなことになる。そうしないと、ここはそれこそ何か芝生とか草とか入れておしまいというような感じになってしまって、それこそ北側の住民から見れば建物の圧迫感をまともに受けることになってしまう、これが本当に地域貢献なのかどうかという、地域への配慮なのかどうかというのはちょっと疑問になってくる気がするんですけれども。

委員長

関連してですけれども、さっき9というところの図面と、インデッ

クス9、それと4の図面、9は緑地カウントなんですね。4ページを 見ると北側は駐車場なんですね。ですから、駐車場の車の停車スペー スの緑地になっていますからこれはちょっと違うかもしれない。もし かしたらそこは緑化ブロックか何かでやるですとか、あるいは屋上緑 化なんかも入れないとちょっともしかすると緑地化は難しいかもしれ ない。

A委員

先ほどの説明で、4のほうにある北側の駐車場は工事用のあれで、 その後は9番の図面のように緑地化するというようなお話だったと思 うので、ですので、ここは平面にはならないだろうなというふうに考 えたいなと思うんですけれども。

委員長 事務局 委員長 それは大丈夫ですか。

そのとおりです。

あと、9ページのほうのさつき寮やあおい寮、この辺のアプローチの部分も全部緑地になっていますので、正確に言うと、アプローチ部分は緑地だとならないのではないかと、細かいところはまだこれから詰めていくんでしょうけれども、だから、そういう意味では少し屋上緑化等も検討の余地に入れて、あるいは例えば入院患者さんも術後は歩いたり、あるいは屋上を歩いたりとか、あるいはたばこは禁止されているかもしれませんけれども、僕は吸わないんですけれども、どうしても吸いたい人はよく屋上で吸ったりしていますよね。うちの大学もそうなんですけれども、屋上の庭園だけが唯一の喫煙ポイントなんですけれども、そういうのも含めると少し屋上なんかも緑地のスペースとして考えられますけれども、いかがでしょうか。

A委員

北側の緑になっている緑地というところがデザインなんですけれども、多分今日終わった後、我々が多分発言する機会がなくなっていくと思うので、武蔵野市さんのほうにはぜひちょっと頭に置いた上で日赤さんのほうとやりとりしていただければと思うんですけれども、ここには多分2つの大事なポイントがあって、1つは入院されている方が身近に緑に接したり、お散歩できたり、要するに体力回復も含めた、そういうような機能を持った緑地空間にしていくということが一つ必要だと思うんですね。

それともう一個は、この寮というのは多分ここで働いていらっしゃる方々だと思うんですけれども、特に最近企業のスタンスとして大事なのは、社員をいかに大事にするかという、それが仕事に対するモチベーションを高めていったり、精度を上げていくということにも通じる、特に医療機関においてはそれが求められると思うんですね。そう

いったときに街の真ん中、ビルに囲まれた真ん中で暮らしているのか、こういういい環境の中で暮らしているかというのが、やはりそういった日常のスタンスに大きくかかわってくると、だからここの緑地の環境というのはまさに公園にしていくようなつもりでデザインするべきだというふうに思います。

それと、あと、先ほど北側の道路とかもちょっとセットバックしたりというのも、やっぱりできるだけ思い切って、多分病院というセキュリティを考えれば、接している部分全部オープンにしろというのは多分きつい話なんだろうなと。僕はそのぐらいのほうがいいなとは思うんですけれども、多分それは厳しいだろうと。ただ、それでもやっぱりセットバックを多めにとってあげて余裕で歩けるですとか、特に東側の通りというのは、多分コミュニティバスか何かも通っているような路線でやっと車がすれ違える、そこを人が歩かなきゃいけない、こういったことを考えると、この東側のところもセットバックしてあげて快適に歩けるいい環境にしてあげるということも大事なのではないかなと、その辺も含めてちょっと考えていただければという気はします。

委員長

ありがとうございます。

今日はいろんなご意見出ましたけれども。

どうぞ。

A委員

ちょっと事業主体の確認なんですけれども、公園用地というのは、 黄色で塗られているところというのは、これは設計等は市のほうでや っているんですかというのが一つと、こどもの家というのは、今回の プロジェクトの中での一体のものなのか。

というのは、要するに病院の新しくできる駐車場と公園用地のこどもの家というのがぽんぽんぽんと切れているんですけれども、ここの連続性というのを少し意識したデザインというのが今後必要になってくるんではないかなということも、純粋なランドスケープデザイン的に考えればあるんですね。当然、土地所有の関係だとかセキュリティの問題とかで難しい部分はあるんですけれども、理想論としてはそこら辺も検討していただけるとうれしいかなという気がします。

委員長

事務局、これは提供公園なんですか。公園を整備してもらって管理 を受けるというような状態の公園なんですか。

事務局

こちらは、今のところ自主管理公園ということで協議をしています。ですので、建物全体の計画と一体で計画していくような形になります。

ちょっとこどもの家との絡みについては、この手続とは別に、こどもの家のまちづくり条例の相談も今受けているんですけれども、ちょっとそちらについてはまだ一体かどうかというところをまだ日赤さんのほうからお答えいただいていないので。

委員長

経営体は一緒。

事務局

ちょっとそれをどうするかというのがまだ途中ですので、経営は日 赤さん、一緒です。中で担当は違うんですけれども、この敷地内のつ くりとして一体的にするのかどうかというところはちょっとまだ協議 中のところです。

委員長

どうぞ。

A委員

提供公園というか、日赤さんのほうが管理するような、デザインするようなことであるのであれば、例えば駐車場のところを貫くような形で、要するにぐるっと回らないでここら辺を抜けられるような感じになっているとか、というぐらいの、ここを全部あけろという意味じゃなくて、こういった連続性を保つぐらいのことはあってもいい。要するに、中の患者さんを診るシステムがどうなっているのかわからないんですけれども、例えば、あと1時間時間があればというときに、駐車場を横切ってその公園でちょっと休んで、それから来るとか、そういう利用だってあり得ると思うんですね。そんなことも少し考えていただくといいのかなという気がしました。

委員長

そうしますと、この公園という公園整備に関しても何か方針として 緑化、保持保全だけじゃなくて公園整備も入れて、公園整備部分もち ゃんと協議の項目として非常に重要だよというふうに入れるというの も、明確にするというのもあるんじゃないですかね。

A委員

多分、公園整備のところについては緑化保全という項目のところで含めることはできると思うんですが、ただ、もう少し利用者ですとか、患者さんですとか利用者、病院のスタッフも含めて、そういう方々の心身ともにサポートというんですか、言い方はちょっと考えてもらえればいいんですけれども、そういうことにも配慮したような緑地空間づくりにというような感じのことが入ってくるといいのかなという気がしますけれども。公園というのは特に立ち上げなくてもいいのかなと。

委員長

ただ、公園という言葉が入っていないので、もしかするとこの文章 だけ見ると公園、よく区画整理なんかで公園というと別事業で、整地 しかしないんですよ。

A委員

ですから、そうするとそういうことにもなりかねませんので、何か

言葉としてきっちり魅力的な公園にするとか、公園と一体的な公園と して整備していくとか、何かそういう言葉としてきちんと残しておく というのも一つなのではないかと思いますけれども。

副委員長

委員長

ぜひ、温暖化防止のためにも、駐車場についても何か創意的な言葉 を書かれているとありがたいですね。

大体ご意見はいろいろ出たでしょうかね。

意見のまとめのほうに入っていくんですが、出された意見を参考と して少し方針について、幾つかポイントがあります。

1つは、地域貢献の部分の魅力的なオープンスペースをつくるという意味で、単なるオープンスペースではなくて、魅力的なオープンスペースをつくるというようなところの言葉を入れる必要があるだろうと。同時に、地域貢献の中でセットバックの部分ですね、この辺、歩道状空地等というような言葉を入れるかとか、安全または景観に配置したものとする、このままいくと両方ありますけれども、その部分を明確にしていく、できれば四方、言葉としてはそこまで入れる必要があるかどうかわかりませんが、なくても構いませんが、歩道状空地の確保等によって安全性、また景観的に配慮した地域貢献をしてもらうという部分のご意見が出ていたのかなというふうに思います。

また、緑化保全に関しては、緑化という部分も少し強調してここを 運用していくと、文章としてはこのままでもいいんですが、その緑化 の部分と同時に、公園、入院患者さん、あるいは社員の方にとっても よい環境になるような緑地公園をつくっていくと、こういう部分を文 章として強化するか、運用の中でやっていくかというのもあります が、そういう配慮をしてもらいたいということです。

それから、最初に大きな議論にあったのは、やはり高さ、ボリュームと関連して、特に今回は高さがこれがいけないというご意見は余りなかったと思うんですが、全体のバランスですね、これは副委員長から分節化という表現が出てきましたけれども、もう少し圧迫感の軽減のための工夫というものを徹底してもらうようにぜひ許可方針の中では入れてもらいたい。

それは、単に色だけで分節化しますというような小手先ではなくて、これは簡単に配置ですとか、もちろん日影の関係もあるんですが、全くできないわけではないと思うんですね。プロから見ても数m、今でも余裕ありますから、雁行させるなり、この単純な板状のボリュームではない圧迫軽減策というものをぜひここで確保してもらいたいという、これも運用になるかもしれませんが、この圧迫軽減策と

いうものは今日の議論の非常に重要なポイントだと思うんですね。

これが同時に、先ほどの緑化の部分とセットになりますので、部分的にやればいいというわけじゃなくて、同時に緑化の部分もしっかりやるということで確保できるというようなことなのではないかと。

今回の高さを有効、通常よりも倍以上に突破するとき、非常に特別ルールですから、通常よりもさらにハードルが高い地域貢献なり公共性というものをぜひこの病院建築のほうで頑張っていただいて、地域にも納得、地域の住民の方にも、市民の方にも支持していただけるような計画にしていただければというふうに思いますので、ぜひ以上の点を踏まえて、市長と十分な協議を行った上で方針をさらに詰めていただければというふう思います。よろしいでしょうか。

次に、次第3、事務連絡等があれば事務局からお願いいたします。

すみません、今ちょっと次第3というご紹介をいただいたんですけれども、傍聴の方はここで一度退場いただきます。

失礼しました。それでは、申しわけありませんけれども、傍聴人の 方はご退席をお願いしたいと思います。

(傍聴人退席)

それで、事務局からです。本日の委員会の議事録につきましては、 案ができましたらメールで送付させていただいて、ご確認をお願いし たいと思います。

事務局からは以上です。

ありがとうございます。

それでは、これで本日の武蔵野市まちづくり委員会を閉会いたしま す。ありがとうございました。

事務局

委員長

事務局

委員長